

百石。五年八月大聖寺役有魁登之勇。公甚賞。就軍中又加賜二百石。六年七月重増五百石。俸數都一千二百五十石。且令領徒卒三十。十九年大坂役興。從微妙公爲軍候。明年五月黑門之戰被矢傷。不撓提鎗。突衝大奮勵。公親賞之。乃増五百石。寛永八年重論奮勳。以加賜二千二百五十石。食祿至此合四千石。特領歩卒三十。十五年君年六十四。上疏致仕云々。十六年陽廣公襲位。復起君。爲富山司城。正保元年君年七十。與神尾助直・津田正忠・輔陽廣公。爲次卿。別賜千石。乃爲養老資。二年四月公薨而後。微妙公辟諸小松城。參執政。慶安三年於吉竹村領百石。賜湯沐之邑。四年七月十七日卒于金澤私第。享年七十七。葬城南野端山。其臣廣瀬十兵衛感恩殉死矣云々。と。又大野木系圖には、陽廣公逝去後小松へ罷越。本多安房守等の面々と政務之事相勤め、慶安三年小松の近邊吉竹村にて馬の飼料と稱し百石を賜る。とあり。按ずるに、馬の飼料を賜ふ事は、武家高名記に載せたる感狀に彼は見たりといへども、吾が藩士には國初以來、いまだ外に見當らず。利常卿格別の思召にて賜はりたるものなるべし。混見摘寫に、瑞龍公富山に養老

し給ふ時火災出來、富山の城も焼失せり。此の時金澤より諸侍驅付けゝる中にも、葛卷隼人一番に到着すとあり。此の儀を或時隼人に、いかゞして諸士に先達參られけると尋ねければ、隼人申しけるは、別に替りたる儀も無之。火事のよしを聞くと、家來共に飯を三人前用意させ、上下共に一飯をば食し、二飯を用意とし、馬にも喰物を用意して、乗出しを地道より少し早めて、俱利伽羅に至る處に、爰かしこに馬を乗り斃し、人は疲れて所々に有之、隼人家來に燒飯は無之かといへども、無之旨にて不遺。さて隼人俱利伽羅を上り、坂の間は馬より下り歩し、峠よりあなたは馬上になりぬ。如此ゆゑに、人馬不疲して早く着せしとぞ。惣て此の隼人は、多言なくねばき人なり。御用の事も目をふさぎて居て、相役に埒明けさせてのみ居けり。何ぞ入組みたる相談のときは、人の及ばざる事をば云ひ出しけるとなり。と記して、右は前田駿河守談と傍註あり。

○山崎閑齋舊第

三州志來因概覽附録に云ふ。北丸は今の權現堂の地也。古圖に、幅員六・七間に四十五間とあり。其の初め山崎閑齋第

あり。閑齋元和六年十一月卒し、孫山崎美濃閑齋の隱居知二千石を相續し、直に此第に居す。元和六年本丸の火災のとき、微妙公此美濃第へ轉座也。此時美濃家内の男女を、神谷式部・大橋九郎兵衛・中村刑部に命じて、城外へ退かしむる事嘗家見聞集に見ゆと。平次按ずるに、三壺記に、元和六年十二月廿四日の夜、金澤城中より出火、利光卿北丸山崎美濃の屋形へ御入被成。翌日横山大膳の屋形を明けさせ、利光卿及び若君方御入被成。とあり。横山大膳が第は新丸にありといへり。さて北丸山崎閑齋舊第は、松雲公夜話録にも、只今御宮有之所は、其以前山崎閑齋之屋敷なるよし御意也。とあれども慶長の金澤古圖には、權現堂の地は、村上出雲と記し、その向うなる地をば山崎長門と記載す。然れば山崎閑齋及び山崎美濃の第をば、權現堂或は御宮有之所也といへるは、過聞なるべし。さて金澤城古圖に載せたる山崎長門が第地は、村井出雲が第地の向ひにて、出雲が第地は後にいふ權現堂の地なれば、山崎長門の第地は、一、丸土橋門・切手門の地内也。慶長の古圖には、此の地邊に長門の屋敷のみ記載すれど、郭内の都合全く後

の二、丸にて、長門の屋敷は、後の廣式向の地面なり。然らば是一丸に於て居第を賜はりたるものなりと見ゆ。おもふに、三壺記に、文祿元年金澤城石垣等修築の時、一、二、三、丸、西、丸、北、丸まで人持衆の居屋敷に渡り、各屋形をば美々敷建並べけるといへば、是等の頃山崎氏には二、丸の曲輪内に第地を賜ひたるものなりと見ゆ。山崎氏は藩祖高德公以來の藩士也。山崎氏家譜の序に云ふ。山崎長時始仕朝倉氏。爲大夫。執國政。以及其孫吉家・吉延。將兵傾覆之際。克忠克壯。百戰不挫。卒能以死扞難。與國存亡。及高祖閑齋翁。以勇武之材。游於群雄之間。群雄爭聘。視之如一敵國。最後我高德公招而致之麾下。自是歷仕三世。益見寵任。每師出必使翁以騎兵爲前軍將。莫不先登陷陣決勝一戰云々。と記載せり。三州志鍵囊餘考に云ふ。山崎長門長鏡は、初め庄兵衛と稱し、後閑齋と號す。元越前朝倉氏の士也。義景滅亡の後、明智光秀に仕へ、光秀亡後柳瀬陣の頃、我が藩公に仕へ、後一萬七千石を領す。慶長九年致仕し、十六年剃髮閑齋と號す。長男庄兵衛先父歿す。二男阿波へ一萬五千石讓る處、是亦歿す。故に三男長門長常